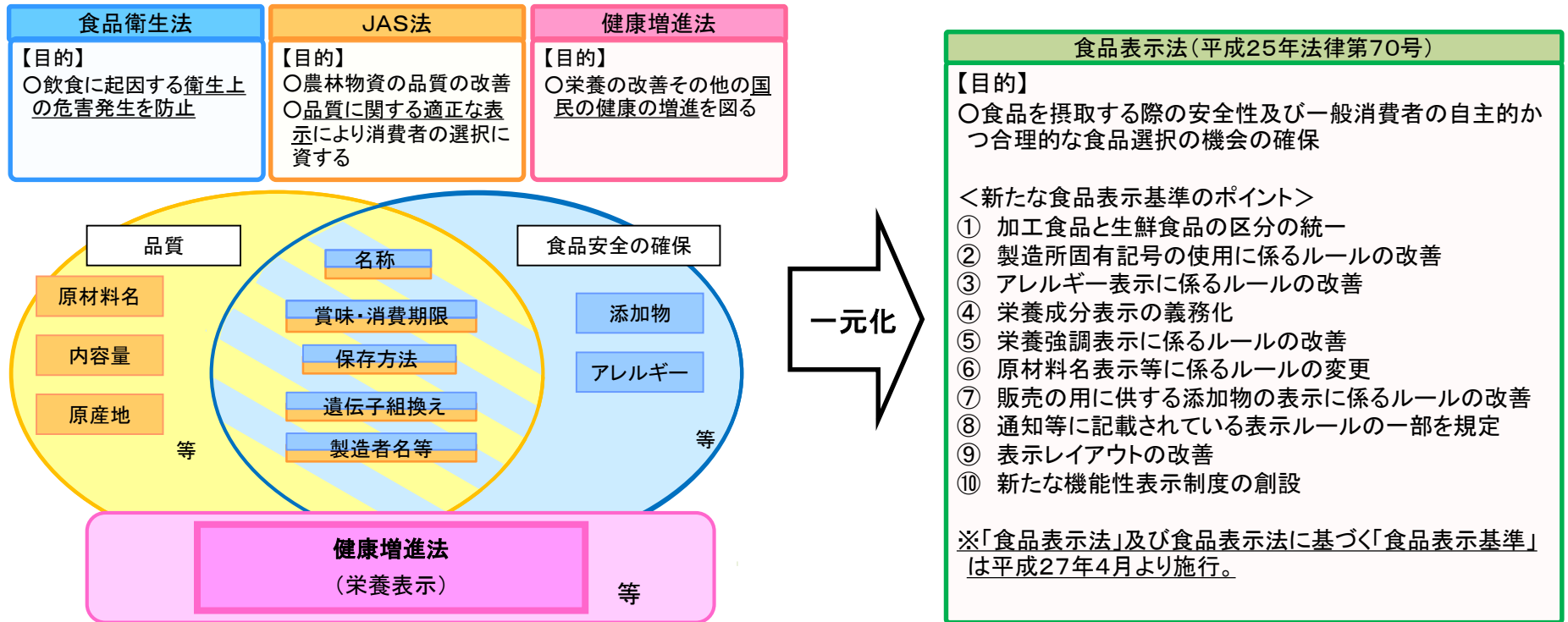


食品表示政策の現状と展望

食品表示の一元化について

- 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の三法があったが、目的の異なる三法それぞれに表示のルールが定められていたため、制度が複雑で分かりにくいものであった。
- 食品の表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため、食品表示法(平成25年法律第70号)を創設し、平成27年4月に施行。
- 具体的な表示ルールは食品表示法に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定。



食品表示法(平成25年法律第70号)の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【本法】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【旧3法】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～平成27年4月1日
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

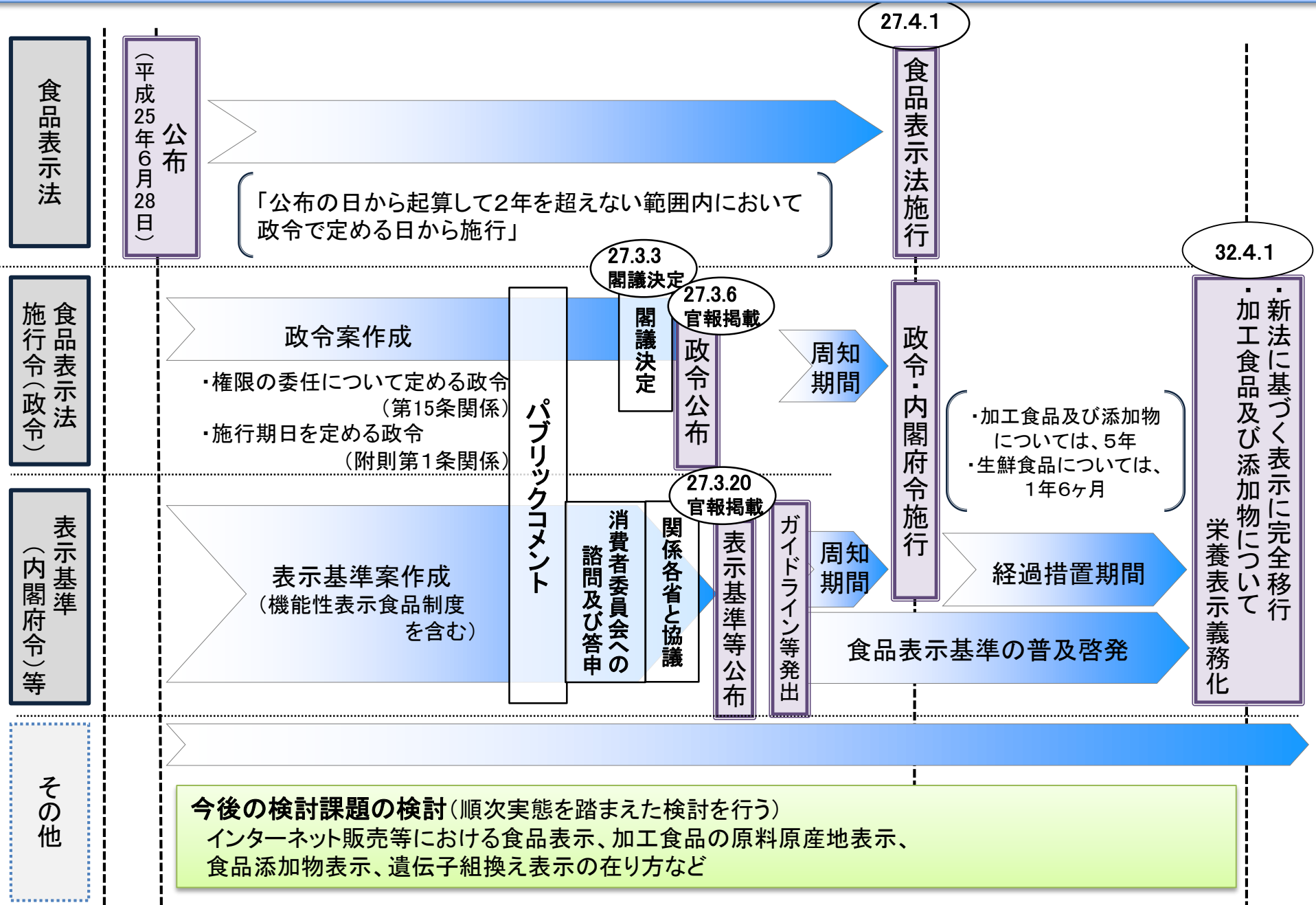
(参考)表示基準(内閣府令)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、内閣府令で規定
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- ・新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。
(消費者基本計画 平成27年3月24日閣議決定)

新食品表示制度の施行に関するタイムスケジュール



食品の機能性表示制度(食品表示法施行後)

食品

医薬品

健康食品をはじめとする加工食品
農林水産物

「いわゆる
健康食品」

【特定保健用食品】 個別審査型

保健の機能の表示ができる

(例) おなかの調子を整えます。



食物繊維
オリゴ糖
他

【栄養機能食品】 規格基準型

栄養成分の機能の表示ができる

(例) カルシウムは骨や歯の形成に
必要な栄養素です。

ビタミン
ミネラル 等

【機能性表示食品】 事前届出制

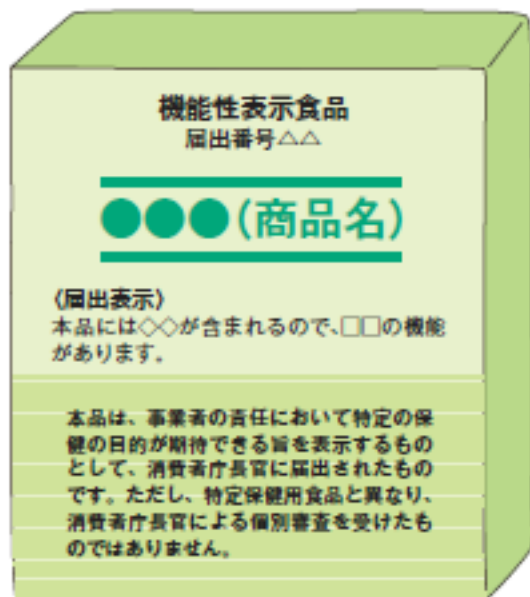
企業等の責任において
保健の機能の表示ができる
(疾病リスク低減表示を除く)

・医療用医薬品
・一般用医薬品

医薬部外品

機能性表示食品

- 機能性表示食品とは、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品。平成27年4月から制度を開始した。



《パッケージ表示例》

機能性表示食品

届出番号: × ×

商品名: ●▲●▲

名称: ○○○○

原材料名: …、…、…/…、…、(一部に××・△△を含む)

内容量: 90g(1粒500mg×180粒) 賞味期限: ○○/△△/××

保存方法: 直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください。

製造者: ○○○株式会社 東京都△△区……

届出表示: 本品には◇◇が含まれるので、□□の機能があると報告されています。

「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

栄養成分表示: 1日当たりの摂取目安量(2粒)当たり

エネルギー○Kcal、たんぱく質○g、脂質○g、炭水化物○g、食塩相当量○g

機能性関与成分: △△○g(2粒当たり)

1日当たりの摂取目安量: 2粒

摂取方法: 水またはぬるま湯と一緒に召し上がりください。

摂取をする上での注意事項: 本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

調理又は保存の方法: 直射日光を避け、涼しいところに保存してください。

「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」

「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」

「疾病に罹患している場合は、医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」

「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」

お問い合わせ先: 0120-***-***

※赤字は機能性表示食品としての義務表示事項

新たな食品表示制度の普及啓発

- 新しい食品表示制度については、制度の策定段階での説明会を開催するなど、消費者や事業者等に対する説明に努めてきたところ。
- また、施行後は説明会の開催に加え、政府広報の活用、パンフレットの作成・公表など更なる普及啓発を展開している。

説明会の開催

26年7月 パブコメ案に係る説明会
～9月（全国7ヶ所、計16回）

27年3月 消費者庁主催説明会
（全国7ヶ所、計9回）

健康食品に関するリスクコ
ミュニケーション（計2回）

6月 消費者庁主催説明会
（全国9ヶ所、計11回）

28年1月 消費者庁主催説明会
～2月（全国9ヶ所、計11回）

3月 健康食品に関するリスクコ
ミュニケーション（計2回）

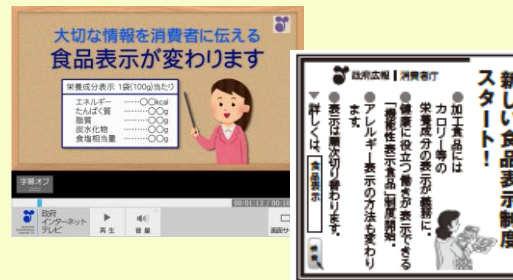
6月 都道府県食品表示法担当
者会議

政府広報の活用

27年4月 新聞突き出し広告
モバイル携帯端末サイト広告
政府インターネットテレビ（動画）
「大切な情報を伝える 食品表示
が変わります」（10分程度）

5月 政府広報オンラインお役立ち
情報

7月 政府インターネットテレビ（動画）
「徳光&木佐の知りたいニッポン」
（スタジオ収録、20分程度）



パンフレットの作成・公表

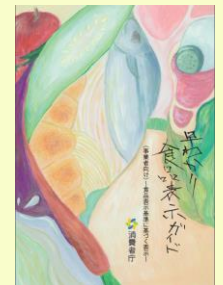
各種パンフレットについては、消費者庁
ウェブサイトに掲載。

＜消費者向け＞



【食品表示基準一般】

＜事業者向け＞



【機能性表示食品】

